

瀬戸市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年9月30日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第12号

瀬戸市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

瀬戸市印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和51年瀬戸市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(印鑑の登録資格) 第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。 <u>以下「法」という。</u> ）に基づき、 <u>本市が備える</u> 住民基本台帳に記録されている者とする。	(印鑑の登録資格) 第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に 基づき、 <u>本市の</u> 住民基本台帳に記録されている 者とする。
2 <省略>	2 <省略>
(登録印鑑)	(登録印鑑)
第5条 <省略>	第5条 <省略>
2 市長は、登録を受けようとする印鑑が次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑を登録しないものとする。 (1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、 名、 <u>旧氏</u> （住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）若しくは通称（ <u>令第30条の16第1項</u> に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名、 <u>旧氏</u> 若しくは通称の一部を組み合わせた文字で表していないもの	2 市長は、登録を受けようとする印鑑が次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑を登録しないものとする。 (1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、 名若しくは通称（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名若しくは通称の一部を組み合わせた文字で表していないもの

(2) 職業、資格その他氏名、旧氏又は通称以外の事項を表しているもの

(3)から(6)まで <省略>

3 市長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）が住民票の備考欄に記載されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもの（以下「氏名の片仮名表記等」という。）で表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。

（登録事項）

第6条 市長は、第4条第1項に規定する印鑑登録原票には、印影のほか当該登録申請者に係る次の各号に掲げる事項を登録するものとする。

(1)及び(2) <省略>

(3) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては氏名及び当該通称）

(4) <省略>

(5) <省略>

(6) 住民票の備考欄に記載がされている氏名の片仮名表記等で表されている印鑑により登録を受けている場合にあつては、当該氏名の片仮名表記等

2 前項各号に掲げる事項を登録した印鑑登録原票については、磁気ディスクをもって調製する。

(2) 職業、資格その他氏名以外の事項を表しているもの

(3)から(6)まで <省略>

3 市長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民（住民基本台帳法第30条の45に規定する外国人住民をいう。）が住民票の備考欄に記載されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもの（以下「氏名の片仮名表記等」という。）で表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。

（登録事項）

第6条 市長は、第4条第1項に規定する印鑑登録原票には、印影のほか当該登録申請者に係る次の各号に掲げる事項を登録するものとする。

(1)及び(2) <省略>

(3) 氏名（住民基本台帳に通称が記録されている場合にあつては、氏名及び通称）

(4) <省略>

(5) 男女の別

(6) <省略>

(7) 住民票の備考欄に記載されている氏名の片仮名表記等で表されている印鑑により登録を受けている場合にあつては、当該氏名の片仮名表記等

2 前項各号に掲げる事項を登録した印鑑登録原票については、磁気テープ（磁気テープ、磁気

(印鑑登録証明書)

第11条 印鑑登録証明書は、印鑑登録原票に登録されている印影の写し（印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置により読み取って磁気ディスクに記録したものに係るプリンターからの打ち出しを含む。）について証明するものとし、併せて次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては氏名及び当該通称）

(2) <省略>

(3) <省略>

(4) 住民票の備考欄に記載がされている氏名の片仮名表記等で表されている印鑑により登録を受けている場合にあつては、当該氏名の片仮名表記等

(登録事項の修正)

第13条 市長は、法に基づく届出等により、印鑑登録原票の登録事項に変更があることを知ったときは、次条第2項の規定により印鑑登録の抹消を行う場合のほか、職権で印鑑登録原票の登録事項を修正するものとする。

(印鑑の登録の抹消)

第14条 <省略>

2 市長は、印鑑登録者について、次に掲げる事由が生じたことを知ったときは、職権で当該印鑑の登録を抹消するものとする。

ディスクその他一定の事項を記録しておくことができるこれらに類する物をいう。第11条において同じ。）をもって調製する。

(印鑑登録証明書)

第11条 印鑑登録証明書は、印鑑登録原票に登録されている印影の写し（印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置により読み取って磁気テープに記録したものに係るプリンターからの打ち出しを含む。）について証明するものとし、併せて次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 氏名（住民基本台帳に通称が記録されている場合にあつては、氏名及び通称）

(2) <省略>

(3) 男女の別

(4) <省略>

(5) 住民票の備考欄に記載がされている氏名の片仮名表記等で表されている印鑑により登録を受けている場合にあつては、当該氏名の片仮名表記等

(登録事項の修正)

第13条 市長は、住民基本台帳法に基づく届出等により、印鑑登録原票の登録事項に変更があることを知ったときは、次条第2項の規定により印鑑登録の抹消を行う場合のほか、職権で印鑑登録原票の登録事項を修正するものとする。

(印鑑の登録の抹消)

第14条 <省略>

2 市長は、印鑑登録者について、次に掲げる事由が生じたことを知ったときは、職権で当該印鑑の登録を抹消するものとする。

(1)から(3)まで <省略>	(1)から(3)まで <省略>
(4) 氏名、氏（氏に変更があった者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。）若しくは名、通称又は氏名の片仮名表記等の変更により登録された印鑑が第5条第2項第1号に該当したとき。	(4) 氏名、通称又は氏名の片仮名表記等の変更により登録された印鑑が第5条第2項第1号に該当したとき。
(5) <省略>	(5) <省略>

#### 附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。